

第 39 回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 議事概要

日時 令和3年2月19日(金) 14:00~14:20

場所 県庁本館12階大会議室

議題1「本県の現状について」

健康福祉部長から資料に沿って説明

議題2「今後における本県の対応について」

本部長発言

感染拡大防止対策期から感染警戒期への移行にあたってのお願いということで、県民の皆様へのメッセージとしている。本県では、年末年始における新規感染者の急増を受け、1月9日から警戒レベルを「感染拡大防止対策期」に引き上げ、県民の皆さまには、県内での不要不急の外出や県外への不要不急の往来を慎重に検討していただくほか、緊急事態宣言対象区域への不要不急の往来自粛を協力要請するとともに、事業者の皆さまには、業種別のガイドラインに基づく適切な感染防止対策の実践をお願いしてきた。

改めて、県民の皆さま、事業者の皆さまが感染防止にご協力いただいていることに対し、感謝申し上げますとともに、現在も感染者の検査、治療に当たられている医師、看護師をはじめとする医療従事者の皆さまにも、心から御礼申し上げます。

1月9日に「感染拡大防止対策期」に位置付けて以降、これまで2度の期間延長を行い、2月26日までを対策期間としていたが、このところの県内の新規感染者数や病床数のひっ迫具合などについて、減少の傾向が継続してみられること、また、緊急事態宣言対象区域をはじめ、全国の感染状況も減少していることなどを総合的に判断し、「感染拡大防止対策期」の対策期間を1週間前倒して、明日2月20日以降、警戒レベルを「感染警戒期」に引き下げることとする。

「感染警戒期」においては、これまでの「感染拡大防止対策期」における対応の中で、県内の不要不急の外出を慎重に検討していただくことの協力要請は解除したうえで、感染者が多く確認されている都道府県への不要不急の往来は引き続き慎重に検討していただくことなどの対策を取ることとする。また、緊急事態宣言対象区域への不要不急の往来は引き続き自粛をお願いしたい。

なお、対策期間については「当分の間」とし、次の対策期への移行については、今後の新規感染者数の傾向や指標などを踏まえ、総合的に判断することとする。今後の新規感染者数の増加により、感染拡大の恐れがある場合は、速やかに対策期の引上げや必要な対策を講じることとする。

いずれにしても、今回、「感染警戒期」に移行しても、再度の感染拡大といった事態にならないよう、油断せずに対応していく必要があると考えており、県民の皆さま、事業者の皆さまには、引き続き、感染防止対策の徹底に努めていただくようお願いしたい。

なお、ワクチン接種については、現在、各市町や医療機関、関係団体等と緊密な連携のもと準備を進めているところであり、円滑な接種が行われるよう県としても、その対応に万全を期してまいります。

こうした感染防止対策を講じていただくことを前提として、今後は、県内経済への影響を適切に把握して必要な対策を講じつつ、社会経済活動の維持・回復にも取り組んでまいりたいと考えているので、引き続きのご理解とご協力をお願いしたい。

また、新型コロナウイルス感染症の患者さんやその御家族、そして、治療にあたっておられる医療従事者やその御家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではないので、人権に配慮した判断や行動を心がけていただくようあわせてお願いしたい。

議題3 「GoTo イートキャンペーン」及び「うどん県泊まってかがわ割」について

商工労働部長発言

Go To Eat キャンペーンの実施主体である農林水産省から、緊急事態宣言の期間中、「ステージⅢ」に至っていない地域においても、全国的に食事券の発行の一時停止又は食事券やオンライン予約ポイントの利用自粛の呼びかけの、少なくともいずれか一方を実施したいとの要請があった。

当時、県内では新規感染者の発生数が高止まりしていたことなどから、農林水産省からの要請を受け、国の緊急事態宣言の期間中である3月7日（日）まで、Go To Eat キャンペーンの食事券やオンライン予約ポイントの利用自粛の呼びかけを行うことに同意していた。

しかし、県内の感染拡大に一定の減少傾向が確認されることから、県の警戒レベルの「感染警戒期」への移行とあわせて、同キャンペーンにおける食事券等の利用自粛の呼びかけについて、その期間を本日令和3年2月19日（金）までとするよう、農林水産省に依頼する。

交流推進部長発言

本県の宿泊助成事業、「うどん県泊まってかがわ割」について、これまで、事業の適用を一時停止していたが、県内の感染拡大に一定の減少傾向が確認されること、また、本県と同程度の感染状況にある近隣県での同様の事業の実施状況を踏まえ、対象をこれまでの中国・四国地方にお住まいの方から、県内にお住まいの方に限定した形で、明日2月20日（土）から3月31日（水）までの県内宿泊分について、適用を再開したいと考えている。

「かがわ割」のご利用に当たり、公式ホームページに掲載されている宿泊施設に直接、宿泊予約と「かがわ割」利用のお申し込みをしていただくことで、割引が受けられるようにする。

詳しい内容については、公式ホームページにて周知する。

本部長発言

両部長から報告があったとおり、この度、「感染警戒期」へ警戒レベルを引き下げにあわせ、「Go To イートキャンペーン」について、販売済みの食事券等の利用自粛の呼びかけを行わないということで農林水産省に要請するとともに、また、本県の宿泊助成事業「うどん県泊まってかがわ割」については、県内限定として、事業を再開することとしたい。

今回のこれらの対応は、段階的に社会経済活動の維持・回復に向けて取り組んでいくものであるが、感染防止対策を講じていただくことを前提とするものであり、引き続き、県民の皆さまには、この前提を踏まえて、特に外出の際には、基本的な感染防止対策の徹底をお願いするとともに、飲食事業者の皆さま、宿泊事業者の皆さまにも、ガイドラインなどに沿った適切な感染防止対策を講じていただくようお願いしたい。

議題4「その他」

健康福祉部長及び教育長から資料に沿って説明

本部長発言

県では、感染拡大防止と社会経済活動の維持・回復の両立に向けて全力で取り組むにあたり、これまでの補正予算や令和3年度の当初予算で、これまで様々な支援策を講じているところであるが、今年1月からの、国の緊急事態宣言の再度の発出により、緊急事態宣言対象区域ではない県内においても、感染拡大等に伴う県民の外出機会が減少したことなどにより、多くの県内事業者が影響を受けているものと考えられる。

については、改めて、商工労働部を中心に、県内経済への影響を速やかに把握し、経済回復に向けた必要な対策を検討するよう指示したいと思う。

それでは、引き続き、各部局におかれては、新型コロナウイルスの対応について、県民の皆様の安全・安心の確保を図るため、気を緩めることなく、連携して対応にあたっていただきたい。